

がん診療連携拠点病院等における緩和ケアに関する研修会の対象者及び開催について

1) 「1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師」について

「がん診療連携拠点病院等の整備指針について」（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知。以下、「整備指針」という。）のⅡの3の（1）に定める「1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師」については、がん診療拠点病院等に1年以上所属し、常勤・非常勤を含めて、患者との対面による診察を行う全ての医師を指すものとする（病理医・放射線読影医等、対面による診察を全く行わない医師は除いてもよい）。対象となる医師の診療科の具体例については、以下を参考とすること。

医師の診療科の具体例：

- ・ 消化器内科、消化器外科等の消化器系の診療科
- ・ 呼吸器内科、呼吸器外科等の呼吸器系の診療科
- ・ 乳腺外科、内分泌外科等の乳腺・内分泌系の診療科
- ・ 泌尿器科、婦人科等の泌尿器・生殖器系の診療科
- ・ 耳鼻咽喉科、頭頸部外科、口腔外科、脳神経外科等の頭頸部系の診療科
- ・ 整形外科、リハビリテーション科等の筋肉・骨格・神経系等の診療科
- ・ 血液内科等の血液系の診療科
- ・ 腫瘍内科等のがん化学療法等に関する診療科
- ・ 放射線治療科等の放射線療法に関する診療科
- ・ 緩和医療内科等の緩和医療に関する診療科
- ・ 麻酔科・ペインクリニック科等の鎮痛に関する診療科
- ・ 精神科・心療内科等の精神心理的苦痛の対応に関する診療科

（下線部が変更のある箇所）

2) 緩和ケア研修会の開催について

整備指針のⅡの3の（1）に定める、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催することについては、以下の（ア）を満たした上で、緩和ケア研修会を主催することとされている。ただし、以下の（イ）を満たす場合、共催を可とする。

（ア）当該医療圏における、拠点病院等が連携する病院、在宅医療支援診療所・病院、

緩和ケア病棟を有する病院等の研修に関するニーズ等を、都道府県と協議の上、開催すること。

(イ) すべての臨床研修医(※)において、緩和ケア研修会を受講する体制が整備されており、下記の要件を満たすこと。

- ① 各々の施設の受講率が85%以上であること。
- ② 共催する病院に所属する2名以上の医療従事者が、主催する病院の研修開催に協力すること。
- ③ 共催する病院は、同一都道府県内であること。
- ④ 共催する病院は、1施設までとすること。
- ⑤ 定期的に共催する場合は、一方にのみ負担が偏らないように、双方が協力すること。

※「臨床研修医」とは医師法第16条の2第1項に規定されている臨床研修(卒後2年以上の研修)を受けている医師を指す。